

令和4年度 津市水道事業指定給水装置工事事業者講習会 アンケートについての質問と回答

質問：水道料金の減免申請についての記事も載せてほしいと思いました。
(例：減免対象になるものかどうか。概ね何%ほどがいつ頃返金されるか。)

回答：頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。減免の詳細については津市水道料金減免取扱要綱をご確認いただくか、営業課(059-237-5805)にお問い合わせください。

質問：修繕等で分かった本管状況や引込み状況を教えてほしい。

回答：修繕等の情報がある箇所についてはご回答いたしますので配管調査時にお申し付けください。

質問：講師による説明・工事の方が分かりやすい。後で質問もできる。

回答：頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

質問：修繕依頼で「水道局で聞いて」と漏水等の修繕依頼の電話をもらった際に、「すぐ来てもらえる」、「水道局だから無償で修理してもらえる」と思っておられる方がまだまだいらっしゃいます。

水道局に相談があった際は業者の対応についての説明と数社の業者の案内をお願いしたい。

回答：漏水の修繕依頼があった際は、二次側であればお客様で業者を手配していただくことと修理は有償になること及び複数の業者に見積もりを取得していただくようお伝えするようにしております。引き続きお客様へはご理解いただけるように説明をまいります。

質問：今後講義形式での講習会を実施できるようになった場合でも毎年講習会を実施することになりますか。令和2年度から令和4年度までの自己学習資料を見る限り、内容に大きな変化もなく数年ごとの実施でも良いと思います。

回答：頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

質問：開発行為における水道施設設置の手続について、国道などの申請許可必要日数は以前は40日程度でありましたが、現在も同様ですか。

回答：事前に津国道維持出張所へ協議をおこなっていただき、試掘を経てから申請になると思われるので、現在も同様の日数は必要かと思えます。